

印西市子どもの学習支援事業業務委託仕様書

1. 業務目的

子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、生活保護世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援事業（以下「本事業」という。）を行うとともに、進路相談、生活の相談等を通して自立を促進するとともに、社会性を育む子どもの居場所を提供することを目的とする。

2. 本業務の基本事項

(1) 適用範囲

「印西市子どもの学習支援事業業務委託仕様書」（以下「本仕様書」という。）は、印西市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する本事業に適用する。

(2) 法令・条例等の適用

受託者は、本事業の実施にあたり、本仕様書の他、関係する法令・条例等は遵守しなければならない。

- ① 印西市個人情報保護条例（平成12年6月20日条例第25号）
- ② 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）
- ③ 平成28年4月1日雇児0401第31号「ひとり親家庭等生活向上事業の実施について」における別紙「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」
- ④ その他関係法令

(3) 支援対象者

- ① 市内に住所を有する小学校4年生から高校生等までの者であって、次の各項目のいずれかに該当するものとする。ただし、小学生については、安全確保のため、事業終了時に保護者等が迎えに来ることができる者とする。

ア 生活保護世帯に属する者

イ 児童扶養手当を受給する世帯に属する者

ウ 生活困窮世帯等に属する者

エ 前ア～ウに準ずる者として市長が認める者

② 次に掲げる項目により対象者でなくなった場合は、当該年度をもって支援を終了するものとする。

ア 生活保護世帯でなくなったとき。

イ 児童扶養手当受給世帯及びこれに準ずる世帯でなくなったとき。

ウ 支援目的が達成されたとき。

エ その他の事由により、支援の継続が困難と認められたとき。

(4) 対象人数

定員は小学生(4年生、5年生、6年生)30名、中高生30名程度とする。

(5) 業務委託期間

契約締結の翌日から令和10年3月31日までとする。

(6) 支援期間

支援対象者への学習支援期間は各年度4月から3月までの毎週水曜日、土曜日及び日曜日(祝日及び12月28日から翌年1月4日までの期間を除く。)とし、開催時間は下記のとおりとする。

対象	開催場所及び時間		
	印西市立中央公民館 (水曜日・土曜日)	印西市立そうふ け公民館(ふれ あい文化館) (水曜日)	印西市中央駅前 地域交流館 (日曜日)
小学生(4年生、5年生、6年生)、中学生・高校生等	16:00 ~20:30	16:00 ~20:30	9:00 ~12:00

(7) 実施場所

原則として、市が指定する場所(現在実施の3か所)を会場として開催する。現在実施の会場については市が準備し、会場に係る経費については市が負担する。

なお、市が指定する場所(現在実施の2か所)の他に実施会場の提案をする場合は、委託料の経費の中で賄うものとする。

(8) 実施方法

通所にて概ね支援対象者6名に対し学習支援員1名以上配置。

(9) 費用の負担

本事業の利用料は、無料とする。ただし、本事業に係る費用のうち交通費等の実費相当については、保護者の負担とする。

(10) 委託料の請求・支払・清算

①受託者は、毎月、業務完了後に請求書を提出すること。

②委託者は、請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

(11) 苦情対応

支援対象者と受託者間の苦情、トラブル等への対応は、原則として受託者の責任で行うこと。

3. 業務内容

- (1) 学習習慣を定着させ、基礎的な学力の向上を図るための学習指導
- (2) 進学等を目的とした進路相談
- (3) 日常生活習慣及び社会性を育む居場所の提供
- (4) 学習及び生活の相談
- (5) その他学習支援事業の目的達成に必要な支援

4. 実施体制

(1) 安心・安全対策

本事業の実施に当たっては、支援対象者が安心して安全に利用出来るよう十分に配慮すること。

(2) 人員配置

次に掲げる業務従事者の確保については、受託者が行う。

① 業務責任者(コーディネーター)

本事業を統括する業務責任者を1名置き、以下の業務を行う。なお、業務責任者は学習支援員を兼ねることができる者とする。

ア 運営に係る管理等の全体統括

イ 学習支援員の募集・選定・配置調整

ウ 学習支援員等の指導・育成

エ 関係機関との連絡・調整

② 学習支援員

学習支援員は支援対象者概ね3名から6名に対し、1名以上配置する。学習支援員の資格要件は、令和4年4月1日現在、次のいずれかに該当する者で、支援対象者の抱える不安やストレス等、支援対象者の置かれる状況を理解し配慮するとともによき理解者として、3.(1)から(5)に丁寧に応じることができる者とする。

ア 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者

イ 社会福祉事業に2年以上従事した者

ウ 教員免許、社会教育主事の資格を有する者

エ 教育関連事業において講師等として2年以上従事した者

オ ア～エと同等以上の能力を有していると認められる者

③ その他

学習支援事業の運営補助者、事務員等必要に応じて配置することができる。

(3) その他留意事項

① 本事業の実施にあたっては、配置する学習支援員の名簿を作成しておくこと。

② 本事業の実施にあたっては、支援対象者の安全について配慮し、その保護者との連絡体制を整えること。なお連絡先等は予め各保護者に使用目的と管理方法について説明し、同意を得たうえで厳重に管理し、使用すること。

③ 本事業の実施にあたっては、支援対象者の出欠状況を管理し、無断欠席の支援対象者の家庭には、個別の連絡等の対応を行うこと。

④ 本事業の実施にあたっては、支援対象者の通いやすい環境づくりに配慮し途中で通所を断念することが無いよう、支援対象者の意欲維持、向上に努めること。

⑤ 利用申請の受付及び利用決定は委託者により実施するが、申請前の支援対象者及び保護者等から事業に関する相談や質問、見学希望があった場合は、適宜対応すること。

⑥ 支援対象者の都合による参加辞退の申し出を受けた場合は、所定の様式にて辞退申出書を受付、委託者に報告すること。また、キャン

セル待ちの支援対象者が当該辞退枠にて参加を希望した場合は、受入れ可能とすること。

5. 効果測定

(1) 業務実施に係るアンケート調査等

支援前と支援後に支援対象者へのアセスメントを実施し、実施効果を図ること。また、業務完了時に支援対象者及びその保護者を対象としたアンケート調査を行い、参加前との比較等により、意識調査を行うこと。

(2) 学習支援員にアンケート調査を行い、業務の改善点等を取りまとめること。

(3) (1)(2)については、業務完了後報告書類として提出すること。

6. 報告書

(1) 月間報告

受託者は、毎月の支援対象者への個々の支援状況を報告する様式(任意)、月間報告の様式(任意)を作成し、委託者の承認を受けること。

毎月の支援状況について、以下の項目を含めた報告書を作成し、翌月の15日までに委託者に提出すること。

① 当該月に実施した個々の学習支援・個別相談の実施内容特記事項(全体の雰囲気や傾向、欠席者への対応状況、特定の支援対象者に関する報告、学習支援員からの意見や報告等を含む。)

② その他、委託者に報告すべき必要な事柄が生じた場合、適宜報告すること。

(2) 年度業務完了報告

業務完了後速やかに、次の書類を提出すること

① 業務完了報告書

② 記録書類一式

③ 5.(3)に記載の報告書

④ その他市長が必要と認める書類

(3) 検査業務完了

委託者は、年度業務完了の報告を受けたときは、業務の成果についての検査を完了する。

7. 損害の賠償

本事業の実施にあたり、受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告するものとする。なお、損害賠償の責任は受託者が負うものとする。

8. 保険の加入

本事業の実施に当たり、受託者が支援対象者やその他第三者に損害を与えた場合の損害を賠償するための損害賠償責任等必要な保険に加入すること。

9. 第三者の所有する知的財産権の利用

本事業を実施するにあたり、第三者の所有する知的財産権の利用が必要となる場合は、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するとき、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10. その他

- (1) 業務上必要な会議は、適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後速やかにその打合せ記録を作成・提出し、委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、本事業中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、受託した業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。
- (4) 受託者は、この契約により生じる権利を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。
- (5) 受託者は、この仕様書に記載のない事項については、委託者と協議の上決定する。
- (6) 業務に伴う必要な経費は、本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者の負担とする。